《費用対効果分析説明資料》

整理番号	R3-6

事業名 通常砂防事業 地区名等 小湯ノ沢川

[費用対効果の算定内容]

1. 費用対効果の算定根拠

算定については、土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)令和3年1月(国土交通省水管理・国土保全局砂防部)に基づき行った。

本マニュアルにおいては、経済評価するうえで土石流による想定氾濫区域の被害の防止効果および整備した施設の評価対象期間終了後における残存価値を便益(B)とし、事業着手時点から完成に至るまでの総建設費と、評価対象期間内における維持管理費を費用(C)として、それぞれ現在価値化したものを評価することとしている。

2. 事業全体の投資効率性

1)砂防事業に要する費用

総費用(C)=

681 百万円

総費用算出根拠

建設費及び維持管理費を年度別に設定し、現在価値化した。

	建設費	維持管理費	合計
事業費	611	45	1
現在価値化	668	13	681

単位:百万円

2)砂防事業による便益

総便益(B)=

1,751 百万円 + 14 百万円

=

1,765 百万円

総便益算出根拠

想定氾濫区域における家屋・家庭用品・農作物・公共土木施設等の被害が砂防事業によって軽減される額を算定し、現在価値化した。

また、整備した施設の評価対象期間終了後における残存価値を算定し、現在価値化した。

世帯数	農漁家数	国道	市町村道
16戸	12戸	170m	160m

年平均便益	被害軽減便益	残存価値
74.5	1,751	14

単位:百万円

[費用対効果分析の算定結果]

B/C(再評価時点) = 1,765 百万円 / 681 百万円 = 2.59

第六次青森県環境計画

開発事業等における環境配慮指針チェック表

(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 小湯ノ沢事業間連携砂防等事業)

(事末石	小伽人们争不问廷远的例子争不	_ ,,,,,
チェック欄	環境配慮指針	具体的な 内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
Y	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
Y	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資・源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	植生の改変を最小限とし、施工後は積極的に復元を図 る。
~	残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	施工にあたり、周辺の植生に十分配慮する。
Y	農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的 機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	植生の改変を最小限とし、施工後は積極的に復元を図る。
	・間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への ・活用などに努める。	
\Delta	・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改 変などをできるだけ避ける。	施工時期を考慮するとともに、植生の改変を最小限とする。
	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとと ・もに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交 林、複層林化に努める。	
~	・ 緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑止する。 (新規)	施工にあたり、緑化資材は郷土種の選定に努める。
Y	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
V	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるととも ・に、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に 努める。	対策施設及び工事用道路の計画にあたり、地形改変の影響範囲を最小限にする。
7	・地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表 土の保全と活用に努める。	表土の再利用に努める。
7	・表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	表土の露出箇所は植生を図る。
A	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確 保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。	施工中の土砂流出対策を図り、表土崩落が懸念される箇 所においては植生にて対応する。
A	・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置な ・ どはできるだけ避ける。	施工時期を考慮する。
	・埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	
	野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利 ・ 用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。	

(事業名 小湯ノ沢事業間連携砂防等事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な 内容
	流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施 し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
	・造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。	
7	・ 地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。	地盤調査により、地下水の保全に努める。
7	地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺 ・地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	地下水汚染防止対策を図り、周辺環境への影響を最小限 にする。
¥	盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等 の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。	他工事からの搬入土砂は極力利用せず、現場内にて発生 する土砂を流用する。
7	(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮	
7	· 尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	分水界、減流域の改変は避ける。
8		堰堤整備にあたり、護岸の設置は必要最小限にする。
₩	・地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床 の整備に努める。	堰堤整備にあたり、護岸の設置は必要最小限にする。
	・ 伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
	道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保 ・全に努める。	
	・水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	
	・ 水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。	
	瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生息・ 生育環境の保全と創造に努める。	
	堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げない よう魚道の設置などに努める。	
A	地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるととも に、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。	堰堤整備にあたり、地域の景観に配慮する。
	ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、 ・ 土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。	
	・水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。	
	多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努め ・ る。	
	埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観 の保全に配慮する。	

(事業名 小湯ノ沢事業間連携砂防等事業)

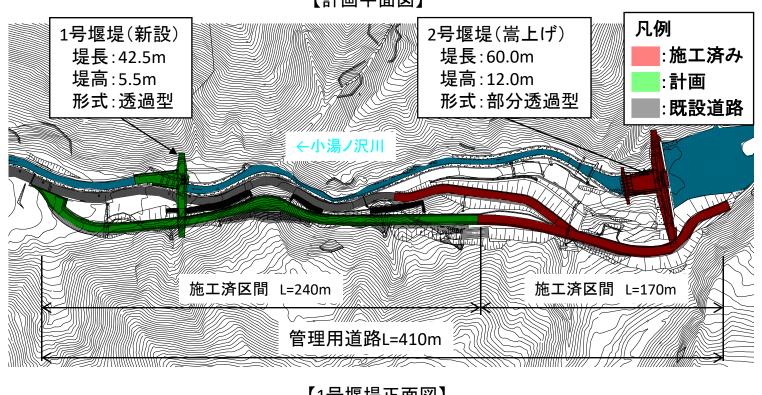
チェック欄	環境配慮指針	具体的な 内容
	大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。	
	(4)海域の改変に係る環境配慮	
T	(5)建設機械の稼働に係る環境配慮	
7	・重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。	低騒音、低振動、排ガス規制対策型の重機を使用し、周 辺環境に配慮する。
∀	・低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重 ・機の使用抑制などに努める。	低騒音、低振動、排ガス規制対策型の重機を使用し、周 辺環境に配慮する。
Y	・ 重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	工事時期及び天候を考慮する。
7	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
Y	・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	現場発生土は基本的に流用土として現場内で利用し、現 場外への搬出は最小限にする。
¥	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	地域外への搬出は最小限にする。
7	・搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への 影響の防止に努める。	地域外からの搬入は極力行わない。
T	(7)廃棄物処理等への配慮	
Y	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	再資源化施設へ搬入し、適正に処理する。
A	建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理 する。	再資源化施設へ搬入し、適正に処理する。
	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
₽	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
7	ノイノノインの損壊の不然的工に劣める。	ライフラインの埋設状況を確認し、事故防止に努める。
	大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。	
	・地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。	
	ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断の未然防止に努め 。	
	(3) 低層建築物の建設に係る環境配慮	
	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	

こゅのさわがわ 小湯ノ沢川通常砂防事業



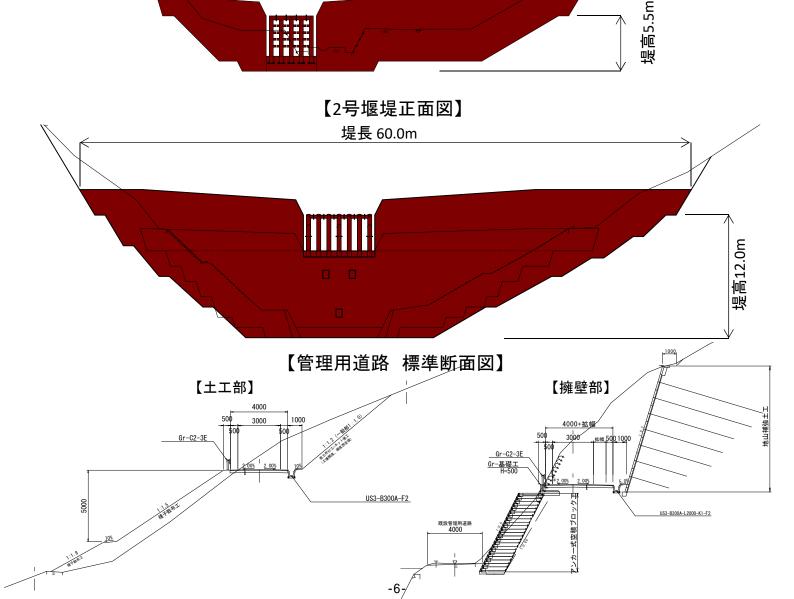


【計画平面図】



【1号堰堤正面図】

堤長 42.5m



【保全対象】



保全人家·町道



保全人家•町道

【荒廃状況】

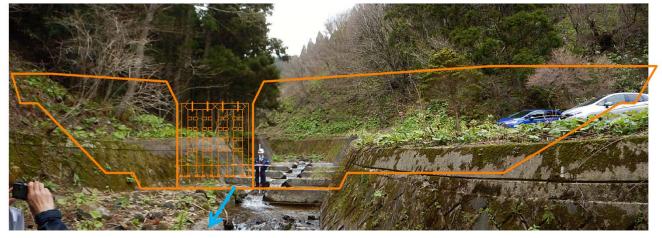


上流渓流の状況(土砂・倒木堆積)



上流渓流の状況(斜面崩壊)

【1号堰堤 整備イメージ】



【2号堰堤 完成写真】

